

要 望 書

本年3月に発生した東日本大震災、長野県北部の地震から8ヶ月が経過したが、いまだに多くの住民が仮設住宅や避難先において不自由な生活を余儀なくされている。特に、福島第一原子力発電所の事故により「警戒区域」や「計画的避難区域」とされた地域の方々は、終わりの見えない放射能による汚染の中で、いつ帰郷できるのかという焦燥感と不安感に打ちひしがれている。

政府は、7月29日に「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定し、その冒頭において、東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となると記している。

このことは、震災からの復興に限らず、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという、地方自治・地方分権の基本である。しかしながら、被災した地域においては、役場機能そのものがよそへ移転しているところもあり、我々長野県の町村長は被災町村の復興に対して、今後でもできる限りの支援と協力を惜しまない所存である。

今回の大震災を契機として、私たち自身も、今までの想定を超えた事態に対応できるよう、災害に強い安全・安心のまちづくり、自然エネルギーの活用、地域における支えあいの仕組みなど、多くのものを見直す必要性を感じている。

このように町村の行財政基盤の強化が求められる状況において、今後具体化される市町村への一括交付金や、社会保障と税の一体改革が地方分権の推進に真に合致しているのかどうか注視するとともに、「国と地方の協議の場」に町村の意見を訴えていく必要がある。

「町村の繁栄こそが、日本全体の繁栄の原点」であり、県内町村が将来にわたり住民の期待に応えていくためには、町村自治の確立とその前提となる財政基盤の強化が不可欠であることから、別記事項について、長野県町村長の総意として要望いたしますので、来年度の施策・予算に反映いただくようお願い申し上げます。

平成23年11月22日

長野県町村会

会長 藤原忠彦

要 望 項 目

1	東日本大震災、長野県北部地震からの復興	1
2	原子力災害に対する防災対策の推進	2
3	地方分権改革の推進	3
4	町村財政基盤の強化	4
5	地域公共交通対策の推進	6
6	並行在来線存続への支援の充実	7
7	義務教育の推進	8
8	地域保健医療対策の推進	9
9	介護保険制度の充実	11
10	医療保険制度の円滑な実施	12
11	子育て支援対策の推進	13
12	廃棄物処理対策の推進	14
13	不法投棄防止対策の推進	15
14	生活環境の整備促進	16
15	農業・農村対策の推進	17
16	森林・林業対策の推進	19
17	地域商工業振興対策の推進	21
18	環太平洋経済連携（T P P）協定交渉の検討	23
19	観光振興対策の推進	24
20	建築物の耐震化の促進	25
21	高規格幹線道路等の整備促進	26
22	河川の整備促進	27
23	砂防施設の整備促進	28
24	冬期交通の確保	29

1 東日本大震災、長野県北部地震からの復興

多くの尊い人命を失った東日本大震災、さらに、これに起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故は、被災地域のみならず、日本全土に深刻な影響を及ぼしています。

また、3月12日未明に発生した長野県北部地震においては、栄村の住民の約7割が避難所生活を送り、住宅33棟が全壊、169棟が半壊という被害を受けました。

この未曾有の大災害を乗り越えるためには、地域社会の復旧・復興、再生にむけて全力で取り組む地方自治体に対し、国が全面に立って、既存の枠組みを超えた強力な支援方策を実効していくことが必要不可欠であります。

よって、被災地の実情を踏まえ、地域が主導する復興に関し、迅速かつ万全の措置が講じられるよう下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 いまだに収束の兆しが見えない福島第一原発事故について、官民及び国内外の叡智を集めた取組を進め、国が主導して「事故の収束に向けた道筋」を確実に達成するとともに、放射性物質の放出・飛散を一日も早く停止させること。
- 2 被災地の早期復興、被災者の自立支援等を長期的、安定的に支援するための「震災復興基金」の創設や、地域住民の生活の安定、農林水産業、商工業、観光サービス業など経済活動の復興に向けて、地域の多様な気候や風土、コミュニティの再生にも十分配慮した支援措置を講じること。
特に日本有数の豪雪地帯である栄村は、少子高齢化とともに過疎化が進行していることから、今回の災害からの復興は村の存亡にも関わる重要課題であるため、強力な支援措置を講じること。
- 3 復興の原動力となるものは、集落や町村単位の絆の太さであり、これを不用意に断ち切ることのないよう細心の注意を払うとともに、効率的な復興という名の下に、市町村の強制合併につながる道州制は導入しないこと。

2 原子力災害に対する防災対策の推進

今回の東京電力福島第一原子力発電所における事故の直接・間接の被害状況を鑑みると、ひとたび原子力事故が発生した場合、その影響が及ぶ範囲は、従来の「地域防災計画（原子力災害対策編）」等において想定する地域をはるかに超えるものとなることが明らかとなり、また、放射性物質による汚染も飲料水や飲食物など、人が直接摂取するものに限らず、家畜の飼料や園芸資材のような物質まで汚染される恐れがあることが明確となりました。

よって、今後、原子力災害に対する国の防災基本計画の見直しに当たっては、住民の生命・身体を保護するために必要な屋内退避・避難等の防護対策、警戒区域の設定、環境調査の実施などが町村において適切に行われるよう、より具体的な計画を策定することを強く要望します。

3 地方分権改革の推進

町村は、過疎化、少子高齢化の進行や地域産業の低迷など極めて厳しい状況下にあります。それぞれの創意工夫により、多様な行政課題に取り組、個性を活かした特色ある地域づくりを目指し、懸命な努力を続けています。

しかしながら、回復の兆しを見せない経済情勢は、地元雇用の悪化や税収の減少など、地域の状況をより一層深刻化させており、さらに、本年3月に発生した未曾有の大災害である東日本大震災及び長野県北部地震からの復旧・復興に向け、国・地方を挙げて一丸となった取組が求められております。

このような中、地方にとって長年の悲願であった「国と地方の協議の場」が、本年5月に法制化されたことは誠に大きな進展であり、今後は実効ある協議を積み重ね多くの成果を上げることが求められております。

よって、国と地方とのさらなる連携のもと、真の分権型社会の実現に向け、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進するとともに、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権を拡大すること。
- 2 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。
- 3 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

4 町村財政基盤の強化

町村は、自主財源が乏しい中、自らも積極的に行政改革を断行し、少子・高齢化への対応、生活関連社会資本の整備、農林業の振興、国土保全などの諸課題に取り組んでいるところですが、依然として厳しい財政難に直面しております。

こうした中、地域の自主性及び自立性を高めるための改革が緒に就いたが、町村がより自主的・主体的な地域づくりに取り組むためには、地方交付税の復元・増額など一般財源の確保が不可欠であります。

よって、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するとともに、町村財政基盤を強化するため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、安定的財政運営に支障をきたすことのないよう、三位一体改革において削減された地方交付税を復元・増額すること。
- 2 本県町村の多くは、過疎、山村、豪雪等の条件不利地域であり、人口・面積だけで財政需要を測定することは十分とは言えないため、農林道の延長や森林面積などを測定単位とするなど、町村の多様な財政需要を的確に反映した地方交付税の算定方法とすること。
- 3 地域自主戦略交付金（一括交付金）については、町村において必要な事業が計画的に実施できるよう配慮するとともに、地域間格差が拡大しないよう、財政力の弱い町村に手厚く配分すること。
- 4 公的資金補償金免除繰上償還制度については、年利5%未満の地方債も認めるなど対象範囲を拡大すること。

- 5 豪雪地帯対策特別措置法において、平成24年3月末に期限切れとなる「特別豪雪地帯の基幹道路の整備の特例(第14条)及び公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等(第15条)」の適用期限を10年間延長すること。

5 地域公共交通対策の推進

公共交通機関の少ない過疎地域等の町村においては、高齢者、通学児童・生徒等の交通弱者のための移動手段の確保は、行政の喫緊の課題であります。

昨年度、これまでの地域公共交通に係る国の支援策の統合・見直しが行われ、平成 23 年度から新たに「地域公共交通確保維持改善事業」がスタートしたところであります。

地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取組を一体的かつ継続的に支援される事業であると期待しているところであります。

しかし、町村内のバス路線に対する補助については、新たに運行を開始する系統等に限られるほか、町村ごとに補助額の上限を設けられており、地域が真に必要なとするバス路線に対する支援が行われるか懸念もあるところです。

よって、町村の実情を踏まえ、「地域公共交通確保維持改善事業」の制度の拡充と必要額を確実に確保することを強く要望します。

6 並行在来線存続への支援の充実

北陸新幹線開業に伴い、経営が分離される並行在来線については、地域住民の公共交通として欠かせないものであり、また、大規模災害時等の輸送ネットワークとしてもその役割が期待されるなど、将来にわたり持続可能となるような支援策が必要であります。

については、並行在来線存続のため、今後、経営分離される予定の区間について、JRの関与の在り方や、JR貸付料の活用などによる財源確保の方策を含め、新たな仕組みを早急に講じるとともに、既に経営が分離されている第三セクターの支援についても、必要な財政支援措置を講じるよう強く要望します。

7 義務教育の推進

地域を担う心豊かでたくましい青少年を育成するためには、それぞれの多様な個性を尊重し、生かし、育てられる教育環境を整備する必要があります。

よって、地域のニーズに即した教育を行うため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 義務教育における学級編制基準を引き続き見直し、1学級あたりの児童・生徒数を引き下げること。
- 2 町村の独自教育が実践できるよう、実状に応じた教員の配置を推進すること。
また、町村独自で教員等を加配した場合の財政支援を行うこと。
- 3 子どもと親の相談員及びスクールカウンセラーの配置を充実させること。

8 地域保健医療対策の推進

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景に、医療従事者の育成、確保が求められています。

しかしながら、地域の拠点病院・診療所等において地域医療に従事する医師等の不足は深刻な状況であり、「地域医療の崩壊」というべき危機的状況にあります。

よって、総合的な地域保健医療対策の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

1 医師等の確保について

(1) 地域別、診療科別の医師の偏在を是正するため、適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けるなど、国においてガイドラインを策定し、地域の実情にあった柔軟で実効性のある仕組みを構築すること。

(2) 看護体制を充実するため、看護職員の養成・確保を図るとともに、勤務環境の整備を促進し、定着化を図ること。

2 災害に備えた医療提供体制が整えられるよう、病院の耐震化を早急に進めるとともに、老朽化による建て替えや改修、非常用電源の設置に対し、十分な財政措置を講じること。

3 地域に必要な医療が継続して確保されるよう、基幹的役割を果たす医療機関に対し財政支援を拡充するとともに、医療機能の充実を図ること。

4 保健予防対策の充実について

- (1) 予防接種法の抜本改正に当たっては、「Hib ワクチン」「小児用肺炎球菌ワクチン」「子宮頸がん予防ワクチン」等有効性・安全性が認められているワクチンについて定期接種の対象とするとともに、ワクチン接種緊急促進事業の実施状況を踏まえ、町村の実費負担の実態に即した適切な財政措置を講じること。

- (2) 町村が実施するがん検診について、必要な財政措置を講じるとともに、「がん対策推進基本計画」に基づき総合的かつ効果的ながん対策を推進するため、医療現場はもとより、国民の混乱を招かぬよう具体的な実施方法等について十分協議を行うこと。

9 介護保険制度の充実

介護保険制度は、「老後の不安」や「介護の負担」を社会全体で支えることを目的として、平成 12 年 4 月の開始以来、10 年が経過しました。

この間、制度の定着とともに利用者が増加し、高齢化の進展に伴う要介護者の増加や、介護報酬の改定などにより給付費が増大しています。

超高齢社会を迎える中、同制度が持続可能な制度として運営されるとともに、利用者へ適切なサービスが提供できるよう更なる充実を図る必要があります。

よって、介護保険制度の充実に向け、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 介護保険制度を安定的に運営するため、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 2 町村が設置する地域包括支援センターにおいて、介護予防支援業務及び権利擁護業務が、円滑に実施できるよう、保健師、社会福祉士等の人材確保のための財政支援を講じること。
- 3 特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤整備について、地域の実情に応じた施設整備が推進できるよう財政措置の拡充を図ること。

1 0 医療保険制度の円滑な実施

国民健康保険財政は、厳しい経済状況や就業構造の変化、高齢者や低所得者の増加等により極めて厳しい状況にあります。

国民の医療を保障する国の責務として、被保険者や町村にこれ以上の負担を課さないよう国民健康保険制度の構築に向け、国の財政責任を含めた抜本的な改革が必要です。

よって、医療保険制度の円滑な実施に向け、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 医療保険制度の将来像を明確化し、各種医療保険制度間の給付と負担の公平化を図るため、全ての国民を対象とした制度に一本化すること。
- 2 国民健康保険制度の円滑な運営について
 - (1) 市町村国保を都道府県単位に広域化し、制度運営の責任は都道府県が担うこと。その際は、保険料水準の格差に十分配慮すること。
 - (2) 広域的な運営が実現するまでの間、国民健康保険の運営が安定するよう国庫負担割合を引き上げること。
- 3 新たな高齢者医療制度の創設にあたっては、地方の意見をよく聴き、地方の実情を踏まえた上で、現場に混乱を招かぬよう周知・広報等について十分な準備期間を確保すること。

なお、新制度への移行によって生じる財政負担については、財政基盤の脆弱な地方に転嫁することなく、国の責任において必要な財源を確保すること。

1 1 子育て支援対策の推進

本県の合計特殊出生率は、全国平均より高いものではあるが、少子化傾向はきわめて深刻さを増しています。

よって、子育ての価値、魅力について、国民全体の認識を高める啓発活動を積極的に行うなど、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 妊婦健康診査及び出産育児一時金については、国において恒久的な財源措置を講じること。
- 2 子育て支援体制の一層の充実を図るため、安心こども基金の期限を延長するとともに、公立保育所の整備についても補助の対象に拡充するなど、地域の実情に応じた保育サービスが提供できるよう制度の見直しを図ること。

1 2 廃棄物処理対策の推進

町村においては、一般廃棄物の減量化と再資源化に努め、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき持続可能な循環型社会を形成することが重要な課題となっています。

こうした中、平成17年度に創設された循環型社会形成推進交付金を活用し、廃棄物処理施設の整備促進が図られたところではありますが、平成23年度は同交付金の予算額が削減されたことから、新規事業についての内示額が33%にとどまるという事態となりました。

このままでは、計画期間内に事業が完了しない恐れがあり、交付金の不足分を町村の単独費で賄うということになれば、町村財政に大きな負担が生じることとなります。

よって、廃棄物処理対策の推進を図るため、循環型社会形成推進交付金については、町村等が策定した循環型社会形成推進地域計画どおり事業が執行できるよう、施設整備に必要な予算を確保することを強く要望します。

1 3 不法投棄防止対策の推進

本県における一般廃棄物の不法投棄発見件数は、平成22年度で7,846件であります。表面化していない不法投棄の実態を考慮すると問題ははるかに深刻であります。

こうした中、町村においては、不法投棄の監視体制の強化など不法投棄の未然防止のため取り組んでいるところでありますが、現行法制度の下では、不法投棄は後を絶たず、町村は投棄された廃家電等の処理に相当の負担を強いられている状況にあります。

よって、不法投棄防止に向けた対策が推進できるよう、下記事項の実現を強く要望します。

記

1 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の運用にあたっては、増加している不法投棄への防止策として、次の措置を講じること。

(1) 不法投棄に対する監視体制を整備すること。

(2) 家電の引き取り・リサイクルに係る費用を製品販売時に徴収する仕組みに改めること。

(3) 不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その費用を製造業者等の負担とすること。やむを得ず町村が負担する場合は、国として十分な財政措置を講じること。

2 容器包装リサイクル制度を持続的に確立していくため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管に係る町村と事業者の費用負担及び役割分担について、適切な見直しを行うこと。

1 4 生活環境の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活関連社会資本整備を図る必要があります。

よって、生活環境の一層の充実を図るため、老朽化が進んでいる上水道施設・簡易水道施設・汚水処理施設等の更新・改築事業を推進するため財政支援の拡充を図るよう強く要望します。

1 5 農業・農村対策の推進

農業・農村を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加等の課題に加え、T P P交渉への参加が検討されるなど、極めて厳しい状況であります。

平成22年6月18日に閣議決定された、「新成長戦略」では、こうした課題を解消し農業・農村の潜在力が十分に発揮されるよう環境整備を行い、農林水産業を再生し、食料自給率を50%に向上させることを目指すとしています。

また、農林水産業の6次産業化や農商工連携等により、新たな産業を創出していくこととしています。

この「新成長戦略」に掲げた、農業・農村についての目標を実現するため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 長期化が予想される、東京電力福島第一原子力発電所の事故による農畜産物への風評被害や輸出規制等について、影響を最小限に留めるための対策を、国が責任を持って対応すること。
- 2 平成23年度から本格実施に移行した、戸別所得補償制度は農家に定着しつつあることから、必要とされる財源を確実に確保するとともに、安定的な制度とするため法制化を図ること。
- 3 農業農村整備事業の大幅な予算削減は、食料自給率の向上に不可欠な農業インフラの新規整備だけでなく、既存施設の保守・改修をも後退させるなど、農業の生産低下を招くことから、食料自給率50%を達成するために必要な予算を確保し、同事業を充実・強化すること。
また、自然災害を未然に防止するため、老朽化の著しいため池、山腹水路等の改修や、地滑り地域の計画的な改善など、農地の防災・安全対策事業の所要額を確保すること。

4 野生鳥獣による農産物等の被害は、市街地にまで拡大するなど、町村だけでは解決が困難なレベルに達しており、耕作放棄地の拡大や農業生産額の減少、ひいては農村地域の衰退につながるなど重要な課題となっている。

また、有害鳥獣の駆除や被害防止の為の取組として、県域を越えた広域的な対応が求められていることから、平成24年度以降も、平成23年度を上回る防護柵の設置等に係る予算を確保すること。

5 中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払制度等については、それぞれ生産条件不利地域における耕作放棄の防止や水路・農道の管理、また、地域資源の適切な保全等を実施する集落維持活動において不可欠な制度として定着していることから恒久的な制度とすること。

1 6 森林・林業対策の推進

国土の約7割を占める森林地域は、国産材の供給、森林・自然環境の保全、水源のかん養等の多面的かつ重要な役割を担っておりますが、地域の過疎化・高齢化に伴う林業従事者の減少や間伐の遅れによる森林荒廃等が長期化し、極めて厳しい状況にあります。

さらに、国産材利用や材木価格は低位ながら回復の兆しがあったものの、東日本大震災により東北地方の多くの木材加工・流通施設が甚大な被害を受けたところであります。

このような中、国は平成23年度より、10年後の木材自給率50%以上を目指す「森林・林業再生プラン」を開始し、森林の多面的機能の発揮、林業・木材産業の再生、低炭素社会への貢献という三つの基本理念の実現は喫緊の課題であります。

よって、森林・林業対策の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 森林管理・環境保全直接支払制度は、搬出間伐に限定された支援となっているが、所有形態が小規模・分散型であり、地形も急峻な本県の森林においては、補助要件を満たす間伐材の搬出が困難なため、全国一律の基準とするのではなく、地域の実情を考慮して、切り捨て間伐についても制度の対象とすること。
- 2 森林整備加速化・林業再生事業により、作業路網の整備、高性能林業機械の導入等を実施してきたが、平成23年度で事業が終了するため、引き続き間伐等の森林整備の加速化と、間伐材等の森林資源を活用した林業の再生を図るための政策を構築すること。

- 3 林野公共事業においては、間伐や再造林、路網整備等の森林整備により、木材自給率50%以上の目標を達成するために必要な予算を確保し、森林基盤整備を着実に推進すること。
また、自然災害の未然防止と地域住民の安全確保のため、山地災害危険地区の整備を積極的に推進するなど、治山事業の所要額を確保すること。
- 4 シカ、イノシシ、カモシカ、クマ等の野生鳥獣による林業被害が広域化・深刻化しているため、「鳥獣被害防止特措法」に基づき、鳥獣害防止総合対策の効果が十分に発揮できるよう、狩猟者の養成・確保を図るとともに、町村の実態を踏まえて事業要件の弾力化を講じること。
- 5 松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換等を促進すること。
- 6 林業労働力の確保・育成と林業分野における雇用創出を図るため、「緑の雇用」関連事業を通じた現場技能者の育成を拡充すること。また、同関連事業は、新規就業者の支援策として定着しているので、引き続き実施すること。
- 7 国産材の需要拡大を図るため、国産材を利用した場合の優遇措置や、町村が国産材で公共・公用施設を新改築する場合の財政支援など支援策を講じること。
- 8 外国資本等による森林買収に対し、不安視する声が高まっていることを踏まえ、森林法の改正による新規に森林を取得した際の市町村長への届出義務が課されたが、貴重な森林資源や水源地が損なわれる恐れがあると認められる場合は、必要に応じ事前の届出制や取引を規制する法制化等、実効性のある対策を講じること。

1 7 地域商工業振興対策の推進

日本経済は、世界的な景気後退の影響を受け、依然として厳しい状況にあり、東日本大震災の影響も相まって、農山村地域における農林業や商工業など地域産業にも深刻な影響を及ぼしています。

農村地域における農林業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、実効ある雇用対策や新たな需要を創出するための対策を緊急に実施し、地域産業の育成及び企業立地の推進を図る必要があります。

よって、地域商工業振興対策の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 資金繰りや収益が悪化している中小企業の事業継続と雇用を守るため、資金需要に十分対応しうる信用保証や融資制度の拡充等、金融や税制両面からの支援を継続すること。

特に、東日本大震災の影響により、中小企業の業績が大きく落ち込んでいることを踏まえ、迅速な対応を図ること。

- 2 地域経済の中核を担う農林業や中小企業との農商工連携により活力ある地域経済を構築するため、生産段階、加工・流通段階、研究・事業化段階における支援策の拡充を図ること。

また、今後、農林漁業の6次産業化が進展していくことを踏まえ、地域資源を活用した新たなビジネスや就業機会の創出等を、地域商工業の再生に活かすことができるように、実施マニュアルの整備や財政支援等の支援策を講じること。

3 厳しい雇用情勢が続いているなか、今後も東日本大震災の影響や電力不足、円高等により更なる地域経済の悪化が懸念されているため、国と地方が連携し地域の実情に応じた雇用施策を強力に推進すること。

また、「雇用創出の基金による事業」について、弾力的な活用を可能にするとともに、基金を拡充し事業期間を延長すること。

1 8 環太平洋経済連携（T P P）協定交渉の検討

現在、我が国は東日本大震災や原子力災害によって受けた大きな被害から立ち上がろうと産業界を挙げ努力をしているところでありますが、T P P交渉の参加については、地域の農林業、商工業に与えるメリット・デメリットや、福祉・医療、サービス業における労働・雇用の形態の変化など、今後の日本の経済成長にどのような影響が及ぼされるのか、国民に対して正確な情報が国から提供されていません。

このような中、野田首相は11月に開かれるA P E C首脳会議で、T P Pへの交渉参加を表明する意向を固め、関係省庁に参加表明に向けた準備に着手するよう指示したとされています。

よって、国は、T P P交渉への参加によって生じる各分野への影響についてシミュレーションを行い、国民に対し積極的に情報提供を行うとともに、参加の是非について国民を巻き込んだ議論がなされるよう努力することを強く要望します。

1 9 観光振興対策の推進

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、全国的にも有数の観光地としての地位を確立しています。

町村においては、観光が重要な基幹産業になっている地域が多く、自然の魅力を活かすなど地域の資源を活用した取組を進めているところであります。

しかしながら、近年の観光志向の多様化に加え、今般の東日本大震災により激減した国内外の観光客数の回復および被災した観光資源の復旧等は、国による早急な対応が不可欠であります。

よって、観光産業の振興を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 町村の特色ある地域資源を活かした観光振興を積極的に進めるため、観光振興事業に対する交付金制度の創設など財政支援を図ること。
- 2 海外インバウンドにおける風評被害対策として、国内の空間放射線量の影響について、科学的な根拠に基づく正確な情報を、きめ細かく提供するとともに、海外の旅行会社・メディアを積極的に招聘すること。

20 建築物の耐震化の促進

大規模地震等の災害時における、警察・消防・救急等の緊急車両の通行を確保するため、「長野県耐震改修促進計画」において緊急輸送路に指定されている道路及び指定区間に面する住宅等の建築物の耐震化を促進する必要があります。

現在の仕組みでは、住宅等の耐震診断を実施するに当たっては、国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 という費用負担となっていますが、財政が厳しい状況から町村負担額にも限度があり、診断の進捗が図られない状況にあります。

よって、緊急輸送路に指定されている区間等の耐震診断については、国の責任において特別な財源措置を講じることにより、計画の進捗を図るよう強く要望します。

2 1 高規格幹線道路等の整備促進

高規格幹線道路は、国民生活の向上や災害時における緊急輸送、救急医療などにとって欠くことのできない重要な社会基盤であるとともに、地域産業の振興と文化の交流を飛躍的に発展させるものであります。

しかしながら、県内の高規格幹線道路は、現下の経済情勢及び公共事業政策を取り巻く状況と相まって、未供用区間や工事中の区間が多く、未だそのネットワーク機能が発揮されておられません。

また、未整備区間を抱える地域の幹線道路についても、費用対効果だけにとらわれることなく整備を急ぐことが重要であります。

よって、高規格幹線道路等について、下記事項の実現と必要な予算を確保するよう強く要望します。

記

- 1 上信越自動車道の信濃町 IC から上越 JCT までの 4 車線化工事を確実に進めること。
- 2 中部横断自動車道の佐久南 IC から八千穂 IC (仮) の整備促進を図るとともに、八千穂 IC (仮) から山梨県境までの区間を早急に整備計画区間に格上げすること。
- 3 中部縦貫自動車道の波田から中ノ湯 (松本市) までの区間を整備計画区間に格上げすること。
- 4 三遠南信自動車道の飯喬道路及び青崩峠道路までの整備促進を図ること。
- 5 幹線道路は未開通区間が解消されてこそ、その効果を最大限に発揮するものであるため、直轄国道等の整備促進を図ること。

2 2 河川の整備促進

本県においては、千曲川、木曾川、天竜川等全国有数の河川を有し、河川延長も長く、急峻な地形と脆弱な地質のため、台風や梅雨前線などによる集中豪雨の際には、堤防の決壊や河川の氾濫により大災害を受ける恐れがあります。

そのため、住民の生命や財産の安全を確保するためには、河川整備は緊急の課題であります。

よって、河川の整備促進について、下記事項の実現と必要な予算を確保するよう強く要望します。

記

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図ること。
- 2 町村が管理する防災上重要な準用河川や沢の改修について、財政支援措置を講じること。

2 3 砂防施設の整備促進

地形が急峻で地質が脆弱である本県においては、土砂災害危険箇所が極めて多く、毎年多くの土砂災害が発生しております。

さらに、平成22年8月に国土交通省が作成した深層崩壊推定頻度マップによれば、長野県は発生頻度が「特に高い」と推定される面積が県土の48%となっております。

住民の生命・財産を守り、将来にわたり災害のない安心して暮らせる地域づくりは、行政の極めて重要な責務であります。

よって、砂防施設の整備促進について、下記事項の実現と必要な予算を確保するよう強く要望します。

記

- 1 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設の整備など、土砂災害対策等を強力に推進すること。
- 2 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設を保全するため、優先的・計画的に砂防事業等を実施すること。

2 4 冬期交通の確保

豪雪地帯は、降雪の状況によってはスリップに伴う交通事故の発生や道路除雪の遅れなどによる渋滞・交通網の寸断など、住民生活のみならず物流や県内産業にとっても大きな影響が発生する恐れがあることから、それらの状況に応じた適切に対応できる対策が必要であります。

よって、冬期交通の確保を図るため、豪雪地帯における国道等の歩道設置、堆雪帯の確保等、道路整備を推進するとともに、除雪、防雪及び凍雪害防止対策を積極的に実施し、これに必要な予算を確保するよう強く要望します。

